

第〇条 従業員が、就業時間の全部または一部について、事業場外で勤務する場合であつて、就業時間を算定し難いときは、所定の就業時間を勤務したものとみなす。

2 前項の場合であつて、事業場外の勤務に要する時間が通常、所定就業時間を超える場合には、これに必要な時間就業したものとみなす。

3 第2項の制度は、労働基準法第38条の2第2項に基づく労使協定を締結し所轄労働基準監督署長に届け出てこれを行う。

4 第2項のみなすこととなる労働時間は、前項の労使協定で定めるところによる